

○ 警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令

(昭和30年11月29日警察庁訓令第20号)

改正 昭33.3.31警庁訓9、昭36.4.1警庁訓9、昭42.3.15警庁訓2、昭46.4.30警庁訓10、昭47.8.21警庁訓8、昭48.12.12警庁訓10、昭52.6.18警庁訓8、昭54.4.4警庁8、昭57.1.23警庁訓1、9.29警庁訓11、10.22警庁訓12、昭59.4.11警庁訓5、昭60.4.6警庁訓5、11.30警庁訓12、昭61.4.5警庁訓9、昭62.5.21警庁訓4、平元.5.29警庁訓4、6.23警庁訓7、平2.6.8警庁訓2、平5.3.18警庁訓4、平7.11.8警庁訓9、平8.7.10警庁訓7、平9.4.1警庁訓3、平13.3.30警庁訓11、平15.4.22警庁訓7、平16.4.1警庁訓7、平18.4.26警庁訓6、平19.10.1警庁訓10、平31.4.1警庁訓7、令元.5.23警庁訓1、令2.12.28警庁訓12、令4.3.31警庁訓4

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、警察庁の職員及び地方警務官の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）の実施の手續等に関し、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）並びに人事院規則16－0（職員の災害補償）（以下「規則16－0」という。）、人事院規則16－3（災害を受けた職員の福祉事業）（以下「規則16－3」という。）及び人事院規則16－4（補償及び福祉事業の実施）（以下「規則16－4」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施機関の権限の委任)

第2条 警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、管区警察局長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、警視総監及び道府県警察本部長（以下「管区警察局長等」と総称する。）は、所属職員の補償について規則16－0第6条及び規則16－3第4条に規定する実施機関の権限（人事院が定める権限を除く。）を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) 公務上の災害であるかどうかの認定について人事院の定める認定基準によりがたい場合の認定
- (2) 通勤によるの災害であるかどうかの認定について人事院の定める認定基準によりがたい場合の認定
- (3) 規則16－4第21条の規定によるリハビリテーションの申請に対する承認（補償事務主任者の指定）

第2条の2 規則16－0第8条第1項に規定する補償事務主任者は、別表に掲げる官職にある職員とする。

(公務上の災害又は通勤による災害発生報告)

第3条 規則16-0第20条に規定する公務上の災害の発生報告は別記様式第1号により、通勤による災害の発生報告は別記様式第1号の2により補償事務主任者が警察庁長官(以下「長官」という。)又は管区警察局長等に提出するものとする。

(通勤による災害に係る申出)

第3条の2 規則16-0第21条に規定する通勤による災害に係る申出は、別記様式第1号の3の書面によるものとする。

(公務外又は通勤外認定の通知書)

第3条の3 規則16-0第23条第2項の規定により通知する場合の通知書の様式は、公務上のものでないと認定したときは別記様式第1号の4のとおりとし、通勤によるものでないと認定したときは別記様式第1号の5のとおりとする。

(補償の決定の通知書)

第4条 規則16-4第2条第1項、第6条第1項、第11条の4、第13条、第20条の3又は第20条の5第2項の規定により補償の決定の通知をする場合の通知書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(傷病補償年金に関する通知)

第4条の2 規則16-4第4条の規定により通知する場合の通知書の様式は、傷病補償年金の受給要件に該当すると認めるときは別記様式第2号の2のとおりとし、傷病補償年金の受給要件に該当しなくなつたと認めるときは別記様式第2号の3のとおりとする。

(傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の変更決定の通知書)

第5条 規則16-4第11条第2項、第11条の4又は第17条の規定により傷病補償年金、障害補償又は遺族補償年金の変更決定の通知をする場合の通知書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(年金証書の再交付の請求書)

第6条 規則16-4第8条第1項に規定する年金証書の再交付の請求書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(障害補償年金等の支給停止終了の通知書)

第7条 規則16-4第20条の4の規定により障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止の終了を通知する場合の通知書の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(福祉事業の申請等)

第8条 規則16-4第21条第1項に規定するリハビリテーションの申請書は、管区警察局長等を経由して長官に提出しなければならない。この場合において、

管区警察局長等は、当該申請書にリハビリテーションを行うことについての意見を添えなければならない。

2 長官は、前項に規定する申請を承認した場合には、別記様式第6号の書面により、承認しなかつた場合にはその理由を附した書面により、管区警察局長等を経由して職員に通知するものとする。

第9条 長官又は管区警察局長等は、規則16-4第21条の規定による外科後処置、補装具、アフターケア又はホームヘルプサービスの申請を承認した場合には別記様式第6号の書面により、承認しなかつた場合にはその理由を付した書面により、職員に通知するものとする。

第9条の2 規則16-4第22条の3、第22条の4第3項、第22条の6第2項、第22条の9第2項、第23条、第23条の2第2項、第23条の3、第24条の2第2項及び第26条第2項の規定により通知する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる事項については、それぞれ当該右欄に掲げる別記様式によるものとする。

規則16-4第22条の3又は第22条の4第3項	外科後処置、リハビリテーション、アフターケア若しくはホームヘルプサービスの費用又は旅行費の支払金額の決定通知	別記様式第6号の2
規則16-4第22条の6第2項又は第24条の2第2項	休業援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、一時金たる障害特別給付金、一時金たる遺族特別給付金、障害差額特別給付金又は長期家族介護者援護金の支払金額の決定通知	別記様式第6号の3
規則16-4第22条の9第2項	奨学援護金又は就労保育援護金の支給決定通知	別記様式第6号の4
規則16-4第23条	奨学援護金又は就労保育援護金の改定通知	別記様式第6号の5
規則16-4第23条の	傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金又は年金たる	別記様式第6号の

2 第 2 項	遺族特別給付金の支給決定通知	6
規則16-4 第23条の3	傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金又は年金たる遺族特別給付金の改定通知	別記様式第6号の7
規則16-4 第26条第2項	外科後処置、リハビリテーション、アフターケア若しくはホームヘルプサービスの費用、休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金、長期家族介護者援護金又は旅行費の支払金額の決定通知	別記様式第6号の8

(第三者からの損害賠償を受けた場合の届出)

第10条 規則16-4 第27条の規定による第三者から損害賠償を受けた場合の届出は、別記様式第7号の書面によるものとする。

(金融機関の届出等)

第10条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を金融機関で受け取することを希望する者は、別記様式第8号の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る金融機関を変更する場合には、すみやかに別記様式第8号の2の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。

(人事院への報告)

第11条 管区警察局長等が、規則16-4 第30条の規定により人事院に報告する場合には、長官を経由して行わなければならない。

附 則

この訓令は、昭和30年11月29日から施行する。

附 則 [昭48. 12. 12警庁訓10]

- 1 この訓令は、昭和48年12月12日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警察庁の職員および地方警務官の災害補償の実施に関する訓令第2条（警察大学校長及び科学警察研究所長に委任した権限部分を除く。）、第3条から第11条までの規定は、昭和48年12月1日以降発生又は補償事由等の生じた補償について適用する。
- 3 昭和48年12月1日以降の補償に関する実施手続等でこの訓令の規定に相当するものは、この訓令の相当規定に基づいて行われたものとみなすものとする。

附 則 [昭60. 11. 30警庁訓12]

この訓令は、昭和60年11月30日から施行する。

附 則 [昭61. 4. 5警庁訓9]

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則 [昭62. 5. 21警庁訓4]

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則 [平元. 5. 29警庁訓4]

この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則 [平元. 6. 23警庁訓7]

この訓令は、平成元年7月3日から施行する。

附 則 [平2. 6. 8警庁訓2]

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則 [平5. 3. 18警庁訓4]

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 [平7. 11. 8警庁訓9]

この訓令は、平成7年11月8日から施行する。

附 則 [平8. 7. 10警庁訓7]

- 1 この訓令は、平成8年7月10日から施行する。
- 2 人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則（人事院規則16-4-14）附則第2項の規定により支給される介護料については、改正前の警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第9条の2中「第22条の9第3項」とあるのは、「人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則（人事院規則16-4-14）附則第2項」とする。

附 則 [平9. 4. 1警庁訓3]

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 [平13. 3. 30警庁訓11]

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平15. 4. 22警庁訓7]

この訓令は、平成15年4月22日から施行する。

附 則 [平16. 4. 1警庁訓7]

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 [平18. 4. 26警庁訓6]

1 この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

2 人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則（人事院規則16-4-24）附則第2項が適用される場合においては、この訓令による改正後の警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令第9条の2の規定及び別記様式第6号の3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 [平19. 10. 1 警庁訓10]

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 [平31. 4. 1警庁訓7]

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 [令元. 5. 23警庁訓1]

この訓令は、令和元年5月24日から施行する。

附 則 [令2. 12. 28警庁訓12]

この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

附 則 [令4. 3. 31警庁訓4]

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条の2関係）

組織区分	官職
警察庁内部部局	課長（課長に準ずる職を含む。）
警察大学校	教務部長
科学警察研究所	総務課長

皇宮警察本部		課長、学校長及び護衛署長
管区警察局	内部部局及び四 国警察支局内部 部局	課長（課長に準ずる職を含む。）
	管区警察学校	庶務部長
	府県情報通信部 （県情報通信部 を含む。）	部長
東京都警察情報通信部		課長及び多摩通信支部長
北海道警察 情報通信部	内部部局	課長
	方面情報通信部	部長
都道府県警察		警視総監又は警察本部長の指定する者

様式第1号（第3条関係）

公務災害発生報告書

(実施機関の長又はその委任を受けた者の 官職氏名) 殿 下記のように災害が発生したので報告し ます。	報告年月日	令和 年 月 日
	文書番号	第 号
	補償事務主任者の官職氏名 	
1 災害を受けた職員 所属官署..... 官職..... 氏名..... (歳)		
2 補償を受ける者 氏名..... 住所..... 災害を受けた者と の続柄又は関係.....		
3 傷病名	4 傷病の部位	
5 傷病の程度		
6 災害発生場所		
7 災害発生の日時 平成 年 月 日 午前 時 分 令和 年 月 日 午後 時 分ころ		

<p>8 災害発生の状況及びその原因</p>									
<p>9 医師の意見、定期健康診断の記録、剖検記録等災害が公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる事項及び国家公務員災害補償法第20条の2に規定する公務上の災害であるかどうかを認定するために参考となる事項</p>									
<p>10 医師の証明</p> <p>3から5まで及び9中前段に記載した事項は事実と相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p> 病院又は診療所の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 5px;">所在地</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; width: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 5px;">名称</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; width: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 5px;">職名及び氏名</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; width: 150px;"></td> </tr> </table> </p>	}	所在地		}	名称		}	職名及び氏名	
}	所在地								
}	名称								
}	職名及び氏名								
<p>11 公務上の災害と認める理由</p>									
<p>12 災害が公務上のものである旨職員又はその遺族から申出があった場合は、その申出の内容</p>									

(注) 1 各項の欄内に記入できないときは別紙としてもよい。

2 添付された診断書等に3から5まで及び9中前段に掲げる事項が記載されてるときは、10の医師の証明は省略してもよい。

様式第1号の2（第3条関係）

通 勤 災 害 発 生 報 告 書

(実施機関の長又はその委任を受けた者の 官職氏名) 殿 下記のように災害が発生したので報告し ます。	報告年月日	令和 年 月 日
	文 書 番 号	第 号
	補償事務主任者の官職氏名 	
1 災害を受けた職員 所属官署..... 官職..... 氏名..... (歳)		
2 補償を受ける者 氏名..... 住所..... 災害を受けた者と の続柄又は関係.....		
3 傷病名	4 傷病の部位	
5 傷病の程度		
6 災害発生の場所		
7 災害発生の日時 平成 年 月 日 午前 時 分ころ 令和		

8 災害発生の状況及びその原因

9 医師の意見、定期健康診断の記録、剖検記録等災害が通勤上のものであるかどうかを認定するために参考となる事項

10 医師の証明

3から5まで及び9に記載した事項は事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

病院又は診療所の

}	所在地
	名称
	職名及び氏名

11 通勤上の災害と認める理由

(注) 1 各項の欄内に記入できないときは別紙としてもよい。

2 添付された診断書等に3から5まで及び9に掲げる事項が記載されているときは、10の医師の証明は省略してもよい。

通 勤 災 害 発 生 申 出 書

補償事務主任者の官職氏名 ----- 殿 下記のように通勤による災害と思われる 災害が発生したので申し出ます。	報告年月日	令和 年 月 日
	災害を受けた職員 官職 氏名 -----	
1 災害発生の日時 平成 年 月 日 午前 時 分 ころ 令和 年 月 日 午後 時 分 ころ		
2 災害発生の場所		
3 災害の発生状況及びその原因		
4 勤務開始の予定時刻又は勤務終了の時刻及び勤務場所を離れた時刻 午前 時 分 ころ（ ） 午後 時 分 ころ（ ）		
5 通常の通勤の経路及び方法		
6 住居又は勤務場所から災害発生の場所に至った経路、方法、所要時間その他の状況		
7 通勤による災害と思料する理由		

- (注) 1 勤務開始の予定時刻は、災害が出勤の際に生じた場合にのみ記入すること。
 2 勤務終了の時刻及び勤務場所を離れた時刻は、災害が退勤の際に生じた場合にのみ記入すること。
 3 同欄中の（ ）には、当該時刻が勤務開始のものか、勤務終了のものかあるいは勤務場所を離れたものかを記入すること。

公 務 外 認 定 通 知 書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
<p>（被災職員又はその遺族）</p> <p>住所</p> <p>氏名 殿</p>		<p>（実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名）</p> <p>.....</p>	
<p>下記の災害については、公務と相当因果関係がないため公務上の災害でないと認定したので通知します。</p> <p>なお、この認定について不服がある場合には、国家公務員災害補償法第24条及び人事院規則13-3の規定により、人事院に対して審査の申し立てをすることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">被災職員の氏名傷病名災害発生年月日			

通 勤 外 認 定 通 知 書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
<p>（被災職員又はその遺族）</p> <p>住所</p> <p>氏名 殿</p>		<p>（実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名）</p> <p>.....</p>	
<p>下記の災害については、通勤と相当因果関係がないため通勤上の災害でないと認定したので通知します。</p> <p>なお、この認定について不服がある場合には、国家公務員災害補償法第24条及び人事院規則13-3の規定により、人事院に対して審査の申し立てをすることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 被災職員の氏名2 傷病名3 災害発生年月日			

補 償 決 定 通 知 書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 氏名 殿 下記のように補償を決定したので 通知します。		（実施機関の長又はその委任を 受けた者の官職氏名）	
補 償 の 種 類	決 定 額	平均給与額	
療 養 補 償円	円	
休 業 補 償円	支 払 方 法	
傷 病 補 償 年 金円	口座振込 銀行 支店 普通預金 口座番号 口座名	
障 害 補 償 年 金円		
障 害 補 償 一 時 金円		
介 護 補 償円		
遺 族 補 償 年 金円		
遺 族 補 償 一 時 金円		
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金円		
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金円		
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金円		
葬 祭 補 償円		
未 支 給 の 補 償円		
損害賠償等の調整による免責期間経過 後又は前払一時金の支給による支給停 止終了後の支給開始年月		平成	年 月
備 考			

(注) 国家公務員災害補償法第20条の2による傷病補償年金、障害補償又は遺族補償である場合は、その旨を備考欄に記入すること。

令和 年 月 日

----- 殿

（実施機関の長又はその委任を
受けた者の官職氏名）

傷病補償年金に関する通知書

あなたの下記の傷病は、平成 年 月 日以降国家公務員災害補償法
令和 年 月 日
第12条の2第1項に規定する傷病補償年金の受給要件に該当することとなつた
ものと認められますので、その旨通知します。

記

傷病名

令和 年 月 日

----- 殿

(実施機関の長又はその委任を
受けた者の官職氏名)

傷病補償年金に関する通知書

あなたの下記の傷病は、症状が好転したため平成 年 月 日をもって
令和
て人事院規則16-0第25条の2に定める傷病等級に該当しなくなったものと認
められますので、その旨通知します。

なお、傷病補償年金は、平成 年 月 日をもって終了します。
令和

記

傷病名

傷病補償年金
 障害補償 変更決定通知書
 遺族補償年金

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
補償を受ける者 住所 ----- 氏名 ----- 殿 下記のように補償の変更を決定したので通知します。		(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名) -----	
新		旧	
傷病等級第-----級	傷病補償年金の額 -----円	障害等級第-----級	障害補償年金の額 -----円
傷病補償一時金の額 -----円	遺族補償年金の額 -----円	傷病等級第-----級	傷病補償年金の額 -----円
障害等級第-----級	障害補償年金の額 -----円	障害等級第-----級	障害補償年金の額 -----円
遺族補償年金の額 -----円		遺族補償年金の額 -----円	
補償が変更になる年月		平成 令和 年 月	
変更の理由			
備考			

年金証書再交付申請書

(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名) 殿 下記の年金証書を ^{亡失} した _{損傷} ので再交付を請求します。	請求年月日	令和 年 月 日
	請求者 住所 氏名	
証 書 番 号 証 書 発 行 年 月 日 受 給 権 者 氏 名 傷 病 害 等 級 傷 病 障 害 補 償 年 金 の 額 遺 族	第 号 昭 和 平 成 令 和 年 月 日 第 級 円	
備 考		
※ 令和 年 月 日 受 理		※ 令和 年 月 日 交 付

- (注) 1 この請求書には、年金証書の亡失の理由を明らかにすることのできる書類を添付すること。
 2 請求者は、※印の欄は記入しないこと。

傷害補償年金
遺族補償年金 支給停止終了通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
受給権者 住所 氏名 殿 下記のように年金の支給の停止が終了したので通知します。		（実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名）	
停止終了の年月		平成	年 月
年金の支給開始年月		昭和 平成 令和	年 月
備考			

福祉事業承認通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
申請者 住所 氏名 殿 下記のとおり承認したので通知します。	（実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名） 		
福祉事業の種類	<input type="checkbox"/> 補装具 （ <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 再支給 <input type="checkbox"/> 修理） <input type="checkbox"/> 外科後措置 <input type="checkbox"/> リハビリテーション <input type="checkbox"/> アフターケア <input type="checkbox"/> ホームヘルプサービス <input type="checkbox"/> 旅行費		
内 容			
期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間	
施設、事業者等の名称及び所在地			

外科後措置等の支払金額決定通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 氏名 殿 下記のように決定したので通知します。		（実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名）	
福祉事業の種類	支払金額	福祉事業の種類	支払金額
外科後措置円	ホームヘルプサービス円
リハビリテーション円	旅行費円
アフターケア円	円
合 計		円	
備 考			

休業援護金等の支払金額決定通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 氏名 殿 下記のように決定したので通知 します。		(実施機関の長又はその委任を受 けた者の官職氏名)	
福祉事業の種類	支払金額	福祉事業の種類	支払金額
休業援護金円	遺族特別援護金円
傷病特別支給金円	一時金たる障害特別給付金円
障害特別支給金円	一時金たる遺族特別給付金円
遺族特別支給金円	障害差額特別給付金円
障害特別援護金円	長期家族介護者援護金円
合 計		円	
備 考			

(注) 国家公務員災害補償法第20条の2による一時金たる障害特別給付金又は一時金たる遺族特別給付金である場合は、その旨を備考欄に記入すること。

奨学援護金の支給決定通知書
就労保育援護金

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 氏名 殿 下記のように補償を決定したので通知します。		（実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名）	
援護金の種類	決定月額	支払方法	
奨学援護金円		
就労保育援護金円		
備考			

奨学援護金
就労保育援護金
の改定通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
援護金を受ける者 住所 _____ 氏名 _____ 殿 下記のように補償を決定したので 通知します。		（実施機関の長又はその委任を 受けた者の官職氏名） _____	
援護金の種類	改定前	改定後	
奨学援護金	_____円	_____円	
就労保育援護金	_____円	_____円	
月額が改定になる年月	平成 令和 年 月		
改定事由			
備考			

年金たる特別給付金の支給決定通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 氏名 殿 下記のように決定したので通知します。		(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名) 	
年金たる特別給付金の種類	決定年金額	支払方法	
傷病特別給付金 円		
年金たる障害特別給付金 円		
年金たる遺族特別給付金 円		
備 考			

(注) 国家公務員災害補償法第20条の2による特別給付金である場合は、その旨を備考欄に記入すること。

(A4)

年金たる特別給付金の改定通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 一 号
特別給付金を受ける者 住所 _____ 氏名 _____ 殿 下記のように特別給付金の年金額を改定したので通知します。		(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名) _____	
年金たる特別給付金の種類	改 定 前	改 定 後	
傷病特別給付金	_____円	_____円	
障害特別給付金	_____円	_____円	
遺族特別給付金	_____円	_____円	
年金額が改定になる年月	平成 令和 年 月		
変更の理由			
備 考			

未支給の福祉事業の支払金額決定通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 氏名 殿 下記のように決定したので通知します。		（実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名）	
未支給の福祉事業の種類	支払金額	未支給の福祉事業の種類	支払金額
外科後処置円	遺族特別支給金円
リハビリテーション円	障害特別援護金円
アフターケア円	遺族特別援護金円
ホームヘルプサービス円	傷病特別給付金円
休業援護金円	障害特別給付金円
奨学援護金円	遺族特別給付金円
就労保育援護金円	障害差額特別給付金円
傷病特別支給金円	長期家族介護者援護金円
障害特別支給金円	旅 行 費円
合 計		円	
備 考			

損 害 賠 償 受 給 届 出 書

(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名) 殿 下記のように第三者から損害賠償を受けたので届け出ます。	報 告 年 月 日 令和 年 月 日
	災害を受けた職員又は遺族 氏名
1 加害者 氏名 職業 住所	
2 災害を受けた年月日	
3 損害賠償を受けた年月日	
4 損害賠償及びその内容	

補償年金受給郵便局等届出書

(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名) 殿 傷病 傷害補償年金を下記において受け取りた遺族 いので届け出ます。	届出年月日	令和 年 月 日
	年金証書の番号	第 号
	受給権者 住所 氏名	
.....郵便局	所在地	
(金融機関名) 銀行本店支	所在地 口座名 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金 口座番号	
備 考		
※ 届 出 受 理 年 月 日	令和 年 月 日	

- (注) 1 届出者は、郵便局又は金融機関のいずれかを記入すること。
 2 届出者は、※印の欄は記入しないこと。

補償年金受給郵便局等変更届出書

(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名) 殿 傷病 傷害補償年金の受取を下記のとおり変更 遺族 したいので届け出ます。	届出年月日	令和 年 月 日
	年金証書の番号	第 号
	受給権者 住所 氏名	
変 更 前	変 更 後	
.....郵便局郵便局 所在地	
(金融機関名) 銀行本店支店	(金融機関名) 銀行本店支 所在地 口座名 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金 口座番号	
備 考		
※ 届 出 受 理 年 月 日	令和 年 月 日	

(注) 届出者は、※印の欄は記入しないこと。